

秋田県公報

目次

ページ

秋田県代表監査委員 山田昭郎様
秋田県監査委員 安菅原正義
秋田県監査委員 菅原龍典
秋田県監査委員 山田昭郎
秋田県監査委員 小玉和夫
財 897
平成15年12月22日

監査委員公告

監査結果公告第1号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成16年1月9日

秋田県代表監査委員 山田昭郎様

秋田県知事 寺田典城

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）
平成15年11月10日付け監委 637で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。（別紙）

監査課所名	人事課	監査年月日	平成15年10月24日
-------	-----	-------	-------------

（指摘事項）
扶助料に係る未収金の回収に一層努めること。
（措置事項）
返還金については、分割により定期的に一部納入されておりますが、納入が滞らないように引き続き面談、電話及び書面による督促等を行い、早期収納に努めてまいります。

監査課所名	税務課	監査年月日	平成15年10月24日
-------	-----	-------	-------------

（指摘事項）
県税及び県税に付随する延滞金等の未収金の回収に一層努めること。
（措置事項）
未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありましたが、平成15年10月末現在の未収金は全体で16億3,373万円余りで前年同期と比べ、3.2%、5,146万円余りの増となっております。

今後とも適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。

特に、平成15年度は平日忙しい納税者のため「休日・夜間納税相談窓口」を全県一斉に設置したほか、昼間不在者を対象に「全県一斉夜間滞納整理」を行っております。

監査課所名	平鹿地方部	監査年月日	平成15年8月18日
-------	-------	-------	------------

（指摘事項）
一般旅券の発給に係る証紙等の収入事務に、不適正な事務処理があったので、改善すること。
（措置事項）
平成15年5月1日申請受付分から旅券管理台帳を作成し、台帳と旅券を突合するとともに、毎月の未交付データリストに基づく確認作業を行っております。

今後、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	鹿角県税事務所	監査年月日	平成15年8月8日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は4,183万円余りで前年同期と比べ、174%、618万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の67.5%を占める個人県民税については、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 扶養手当支給の確認に必要な添付書類に不備なものがあったので、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 扶養手当支給の確認に係る添付書類については、整備済であります。</p> <p>今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	北秋田県税事務所	監査年月日	平成15年8月27日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は1億862万円余りで前年同期と比べ、7.3%、737万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の63.7%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			

監査課所名	山本県税事務所	監査年月日	平成15年8月20日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は9,540万円余りで前年同期と比べ、72%、744万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の71.2%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田県税事務所	監査年月日	平成15年9月10日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は9億3,741万円余りで前年同期と比べ、2.0%、1,865万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の38.3%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	由利県税事務所	監査年月日	平成15年8月22日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>			

(措置事項)
未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は1億3,327万円余りで前年同期と比べ、15%、1,737万円余りの増となっております。
今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。
また、未収金の53.5%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組みなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	仙北県税事務所	監査年月日	平成15年9月4日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は1億7,567万円余りで前年同期と比べ、3.7%、639万円余りの増となっております。
今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。
また、未収金の37.7%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組みなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	平鹿県税事務所	監査年月日	平成15年8月18日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は9,264万円余りで前年同期と比べ、7.6%、652万円余りの増となっております。
今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整

理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。
また、未収金の60.3%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組みなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	雄勝県税事務所	監査年月日	平成15年9月16日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する延滞金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成15年10月末現在の未収金合計額は4,895万円余りで前年同期と比べ、4.9%の減となっております。
今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。
また、未収金の64.5%を占める個人県民税については、市町村との共同催告等に積極的に取り組みなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	学術振興課	監査年月日	平成15年10月6日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
県立大学の授業料に係る未収金の回収に努めること。
(措置事項)
県立大学授業料については、分割により定期的に一部納付されておりますが、引き続き、早期収納に努めてまいります。

監査課所名	県立大学事務局	監査年月日	平成15年8月5日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)
滞納授業料の回収に努めること。
(措置事項)
県立大学授業料については、分割により定期的に一部納付されております

が、引き続き、電話及び文書による督促等により、早期収納に努めてまいります。

監査課所名	県立大学本荘事務室	監査年月日	平成15年8月4日
-------	-----------	-------	-----------

(指摘事項)
改定前の額で授業料の納入通知書を発行していたので、今後は適切に執行すること。

(措置事項)
授業料の納入通知誤りについては、正規の額との差額分を平成14年度後期分の授業料を納付する際に併せて納付していただくよう通知しており、全額納付済であります。
今後は、調定事務にあたり、根拠書類の添付を徹底するとともに、審査を複数の者が行うなど適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成15年10月17日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
地域福祉基金を財源とする地域福祉基金補助事業の不用額は、基金に戻入すべきところを一般会計で不用額として処理しているため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)
地域福祉基金を財源とする地域福祉基金補助事業の不用額については、所要の措置を講ずるとともに、今後、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)
生活保護費返還金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
生活保護費返還金等の未収金152件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め58件収納済であります。
今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	長寿社会課	監査年月日	平成15年10月17日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
北部老人福祉エリア入居団体からの電気料金が未収になっているので、回

収に努めること。

(措置事項)
電気料金の未収金については、全額収納しております。

(指摘事項)
介護支援資金貸付事業に係る事務を県社会福祉協議会に私人委託しているが、財務規則に基づき委託手続きがとられていないので、所要の措置を講ずること。

(措置事項)
介護支援資金貸付事業については、財務規則に基づき委託手続きをとりま

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成15年10月17日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
未収金382件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、60件収納済であります。
今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成15年10月17日
-------	--------	-------	-------------

(指摘事項)
福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
未収金717件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、133件収納済であります。
今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成15年10月17日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
診療報酬の不正請求返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

公 田 秋

<p>(措置事項) 診療報酬の不正請求返還金に係る未収金については、債権管理を適切に行い、収納に努めてまいります。 未熟児等養育措置費に係る未収金2件については、1件は収納済みであり、1件は一部収納済みです。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>		
監査課所名	医務薬事課	監査年月日 平成15年10月17日
<p>(指摘事項) 看護師修学資金貸付金及び公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 看護師等修学資金貸付金に係る未収金17件については、2件収納済みであり、また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る未収金については、債務者の債権差押による配当金を2回収納しております。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>		
監査課所名	大館鹿角健康福祉センター	監査年月日 平成15年8月28日
<p>(指摘事項) 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金143件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、38件収納済みです。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。 (指摘事項) 扶養手当の認定誤りによる誤支給があったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 扶養手当の誤支給については、平成15年12月12日に返納済みです。 今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>		

監査課所名	鷹巣阿仁健康福祉センター	監査年月日 平成15年9月8日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金1件については、全額収納済みです。</p>		
監査課所名	能代山本健康福祉センター	監査年月日 平成15年8月21日
<p>(指摘事項) 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金62件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、28件収納済みです。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。 (指摘事項) 未収金に係る督促状の送付を3ヶ月毎に行っているものがあるので、納付期限後20日以内に送付するよう改善すること。 (措置事項) 督促状の送付については、納付期限後20日以内に送付するよう改善しております。</p>		
監査課所名	秋田中央健康福祉センター	監査年月日 平成15年9月10日
<p>(指摘事項) 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金139件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、28件収納済みです。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>		

公 報 田 秋

監査課所名	本荘由利健康福祉センター	監査年月日	平成15年8月25日
<p>（指摘事項） 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>（措置事項） 未収金80件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、5件収納済であります。</p> <p>今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
監査課所名	大曲仙北健康福祉センター	監査年月日	平成15年9月5日
<p>（指摘事項） 介護老人保健施設開設許可等手数料を徴収しないで開設を許可していたので、所要の措置を講ずること。</p> <p>（措置事項） 介護老人保健施設開設許可等手数料については、収納済です。</p> <p>今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>（指摘事項） 平成12年度在宅福祉活動促進事業費補助金について、13年度に行うべき額の確定並びに補助金返還に係る調定事務を14年度に行っているため、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>（措置事項） 今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>（指摘事項） 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>（措置事項） 未収金123件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、44件収納済であります。</p> <p>今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p> <p>（指摘事項） 庁舎入居団体の費用を過少に徴収しているため、今後は適切な処理を行うこと。</p>			

<p>（措置事項） 庁舎入居団体の費用については、正規の額との差額は収納済であります。</p> <p>今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	横手平鹿健康福祉センター	監査年月日	平成15年8月19日
<p>（指摘事項） 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>（措置事項） 未収金39件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、3件が収納済であります。</p> <p>今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p> <p>（指摘事項） 扶養手当の認定誤りによる誤支給があったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>（措置事項） 誤支給となった1名分については、平成15年9月19日に返納済となっております。</p> <p>今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	湯沢雄勝健康福祉センター	監査年月日	平成15年9月16日
<p>（指摘事項） 福祉施設入所に伴う保護者負担金等及び母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>（措置事項） 未収金59件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、14件が収納済であります。</p> <p>今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
監査課所名	北鹿福祉事務所	監査年月日	平成15年8月28日
<p>（指摘事項） 生活保護費返還金に係る未収金の回収に一層努めること。</p>			

<p>(措置事項) 未収金11件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、5件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>鷹巣阿仁福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月8日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金12件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、7件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>山本福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年8月21日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金20件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、8件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>秋田福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月10日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金45件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、13件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>由利福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年8月25日</p>
<p>(指摘事項)</p>			

<p>生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金17件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、7件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>仙北福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月5日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金35件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、9件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>平鹿福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年8月19日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金6件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、3件収納済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>雄勝福祉事務所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月16日</p>
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金3件については、平成15年10月末現在、1件が一部納付済であります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>太平洋療育園</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年3月12日</p>

<p>(指摘事項) 園内に設置されている自動販売機の電気料金を徴収していないので、所要の措置を講ずること。 (措置事項) 臨時に設置した自動販売機の電気料金を徴収していなかったもので、歳入調定し、平成14年度の歳入として収納済みであります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>中央児童相談所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年3月12日</p>
<p>(指摘事項) 福祉施設入所に伴う保護者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金170件については、平成15年10月末現在、一部納付を含め、8件収納であります。 今後とも督促・催告状の発行、分割納入の協議、また各家庭及び各施設と連絡を密にし、未収金の収納に一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>大曲保健所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月5日</p>
<p>(指摘事項) 未熟児等養育措置費に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金については、全額収納済みであります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>湯沢保健所</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年9月16日</p>
<p>(指摘事項) 未熟児等養育措置費に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金1件については、平成15年10月末現在、一部納付済みであります。 今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>衛生看護学院</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年6月11日</p>

<p>(指摘事項) 発注伝票に給油量の記載のないものがあったので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>県民文化政策課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月16日</p>
<p>(指摘事項) 社会奉仕活動基金を財源とするボランティア・市民活動支援助成金、芸術文化振興基金を財源とする芸術文化振興基金補助金の不用額は、基金に戻入すべきところを一般会計で不用額として処理しているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) ボランティア・市民活動支援助成金及び芸術文化振興基金補助金の不用額については、所要の措置を講ずるとともに、今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>環境整備課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月15日</p>
<p>(指摘事項) 能代市及び八郎潟町に所在する産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 能代市の債務者については、破産宣告を受けていることから、破産管財人と連絡を密にして破産手続きの進行状況を確認しているところであり、また、八郎潟町の債務者については、その代表者の行方が不明でありましたが、直近の調査により新たな居住地が判明したことから、督促状を送付いたしました。 今後とも、行政代執行費用に係る未収金の回収に一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>自然保護課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月16日</p>
<p>(指摘事項)</p>			

秋田県庁

<p>自然公園費の役務費及び委託料が、予算執行残額を超えて繰越されているので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 今後、適切な事務処理に努めてまいります。 (指摘事項) 森吉町に委託している県営自然公園施設(こめつが山荘)の使用料徴収事務を、財団法人森吉町観光開発公社に再委託しているため、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 今後、委託先に対する指導を徹底するとともに、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>環境センター</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年6月11日</p>
<p>(指摘事項) 発注伝票に給油量の記載のないものがあったので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>農林政策課森林環境対策室</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月21日</p>
<p>(指摘事項) 森林の水資源モニタリング調査業務を単独随意契約で委託しているが、業者の選定の条件が不適切なので、今後は適切に執行すること。 (措置事項) 今後、業者の選定については適切に行います。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>流通経済課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月21日</p>
<p>(指摘事項) 秋田県農業振興対策基金の廃止に伴い、一般会計に移管された債権が認定されていないので、所要の措置を講ずること。 (措置事項) 秋田県農業振興対策基金の廃止に伴い、一般会計に移管された債権につい</p>			

<p>ては、調定いたしました。 今後、適切な事務処理に努めてまいります。 (指摘事項) 農業改良資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 貸付金の未収金については、文書による督促のほか、借入者に直接面談して督促するとともに、償還が困難となっている借入者については、分割納入等の措置により収入の確保を図っております。 今後とも、引き続き未収金の回収に一層努力してまいります。 (指摘事項) 秋田県卸売市場審議会の委員報酬を県職員の委員に支払っているため、所要の措置を講ずること。 (措置事項) 秋田県卸売市場審議会の委員報酬については、返納いたしました。 今後、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>農畜産振興課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月20日</p>
<p>(指摘事項) 畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金5件については、一部納付されており、今後とも、債務者又は連帯保証人への訪問、督促等により、未収金の回収に一層努力してまいります。</p>			
<p>監査課所名</p>	<p>農地整備課</p>	<p>監査年月日</p>	<p>平成15年10月20日</p>
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除による前払金返還利息等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 前払金返還利息の未収金3件のうち1件については、一部納付されており、今後とも、収納に一層努力してまいります。 債務者である法人の破産により発生したものについては、収納は極めて困難な状況にあります。破産管財人等と連絡をとりながら、引き続き収納整理に努めてまいります。</p>			

債務者である法人が既に業務実態がないことが判明したものについては、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止をしております。

(指摘事項)
未登記公共用地の登記の推進を図ること。

(措置事項)

平成14年度取得土地の未登記92件については、その後登記処理に努めた結果、平成15年10月末現在、36件登記済となっております。

未登記の主な理由は、相続未済、地積訂正等登記処理に時間を要するものでありますが、今後とも必要な調査等を行い、その解消に努めるとともに、新規未登記の発生防止のための十分な登記処理期間が確保できるよう用地測量・調査等の早期発注に努めてまいります。

監査課所名	水産漁港課	監査年月日	平成15年10月20日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

組合長及び組合役員に対して、引き続き臨戸訪問も含めた強力な督促を行う等、未収金の収納に努めてまいります。

(指摘事項)

漁港修築工事で、変更契約が大幅に遅れて締結されているので、適切な時期に行うこと。また、当該変更箇所は当初設計に含まれていない場所であり、変更契約で処理することは適切でないので、改善すること。

(措置事項)

漁港漁場整備事業の工事変更契約に当たっては、今後は、速やかに事務処理を行います。また、建設交通部において、契約変更の取扱いについて現在検討中であり、今後はこれに基づき適切な対応に努めてまいります。

監査課所名	森林整備課	監査年月日	平成15年10月21日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

貸付期間終了前に契約解除した土地の貸付料が還付されていないので、所要の措置を講ずること。

(措置事項)

契約解除日以後の貸付料については、平成15年10月24日に還付しました。今後、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	秋田又ギ振興課	監査年月日	平成15年10月21日
-------	---------	-------	-------------

(指摘事項)

林業改善資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、元金の収納を優先し、滞納者に対し森林組合、県森連、地域振興局及び本庁が連携をとりながら個別に督促し、内容によっては連帯保証人にも督促するなど収納整理に努めております。

また、一括返済が困難な滞納者については、分割返済を指導しております。これらにより、平成14年度においては、平成13年度未収金5,838万円余りのうち288万円余りを収納し、平成15年度においては、平成14年度未収金5,996万円余りのうち81万円余りを収納しております。

今後とも、事前調査、指導を徹底し、地域振興局における運営協議会で審査を十分に尽くすことにより新規発生を防止するとともに、長期滞納者については、文書による督促のほか個別訪問を行うなど、未収金整理体制の強化に努めてまいります。

監査課所名	農業試験場	監査年月日	平成15年7月9日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

現地試験委託について、受託者からの請求書の提出が遅れているものがあつたので、今後は適期に徴収すること。

(措置事項)

平成15年度から、受託者から請求書を適期に徴収するよう努めております。

なお、現地試験委託について、平成15年度契約から「前金払」ができる条項を設け、受託者に係る負担を軽減するよう努めております。

監査課所名	果樹試験場	監査年月日	平成15年7月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

電柱用地の使用に係る行政財産使用料を過少に徴収しているため、今後は

適切な処理を行うこと。
 (措置事項)
 行政財産使用許可に係る使用料の過少徴収については、所要の措置を講じ、平成15年12月末日までに納付される予定となっております。
 今後、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	水産振興センター	監査年月日	平成15年 6月16日
-------	----------	-------	-------------

(指摘事項)
 生産物売払に係る未収金の回収に一層努めること。
 (措置事項)
 債務者の漁業生産組合は休業状態にあり、収納は極めて厳しい状況にありますが、町並びに関係者からの情報収集と協議に努め、今後とも、未収金の回収に一層努力してまいります。

監査課所名	秋田総合農林事務所	監査年月日	平成15年 9月11日
-------	-----------	-------	-------------

(指摘事項)
 平成14年度に収入すべき米穀販売登録申請手数料、狩猟免許手数料を、平成15年度に収入しているので、今後は適切な処理を行うこと。
 (措置事項)
 今後、適切な事務処理に努めてまいります。
 (指摘事項)
 工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金の回収に一層努めること。
 (措置事項)
 工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金については、これまでその徴収に努めてきましたが、債務者である法人が既に業務実態がないことが判明したため、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止をしております。
 (指摘事項)
 平成13年度に徴収すべき電話柱用地の使用料を、平成14年度の使用料に加算して徴収していたので、今後は適切な処理を行うこと。
 (措置事項)
 今後、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)
 未登記公共用地の登記の推進を図ること。
 (措置事項)
 平成14年度取得土地の未登記20件については、その後登記処理に努めた結果、平成15年10月未現在、2件登記済となっております。
 未登記の主な理由は、相続未済、地積訂正等登記処理に時間を要するものでありますが、今後とも必要な調査等を行い、その解消に努めるとともに、新規未登記の発生防止のための十分な登記処理期間が確保できるよう用地測量・調査等の早期発注に努めてまいります。

監査課所名	由利総合農林事務所	監査年月日	平成15年 8月22日
-------	-----------	-------	-------------

(指摘事項)
 担い手育成基盤整備事業の工事において、設計委託の変更契約を締結する前に工事の変更契約を締結し完成しているので、今後は適切な処理を行うこと。
 (措置事項)
 設計委託の変更契約については、適期に事務手続きを行うなど、今後は適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)
 保安林管理道整備事業において、工事の発注時期の不適切があったほか、変更契約の遅延、当初の工法に係る施行計画書や使用材料の承認伺いの未提出などの不備があるので、今後は適切な処理を行うこと。
 (措置事項)
 工事の発注については、現地の状況を的確に把握し、適切な時期に発注するよう努めてまいります。

また、変更契約については、変更内容をよく精査し、変更契約時期が遅くならないよう努めてまいります。
 さらに、施工計画書や使用材料の承認伺いの提出については、提出についての指導を徹底し、今後適切な処理に努めてまいります。

監査課所名	仙北総合農林事務所	監査年月日	平成15年 9月 5日
-------	-----------	-------	-------------

(指摘事項)
 換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めること。

<p>(措置事項)</p> <p>換地清算金に係る未収金については、全額収納済であります。</p> <p>また、工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、債務者である法人が、現在自己破産申立中であり、収納は極めて困難な状況にあります。引続き収納整理に努めてまいります。</p>			
<p>(指摘事項)</p> <p>発注伝票に給油量の記載のないものがあったので、今後は適切な処理を行うこと。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>発注伝票の給油量については、平成15年度から記載漏れがないよう適切に処理しております。</p>			
監査課所名	仙北平野土地改良事務所	監査年月日	平成15年9月5日
<p>(指摘事項)</p> <p>工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金の回収に一層努めること。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>前払金返還利息に係る未収金2件のうち1件については、平成15年9月12日に一部納付があったものの、他の1件については債務者である法人の破産により発生したもので、収納は極めて困難な状況にあります。破産管財人等と連絡をとりながら、引き続き収納整理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	総合食品研究所	監査年月日	平成15年7月25日
<p>(指摘事項)</p> <p>酒米及びソフトウェアプログラムを支出負担行為手続きをしないで購入しているため、今後は適切に執行すること。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>物品の購入等については、財務規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	商工業振興課	監査年月日	平成15年10月14日

<p>(指摘事項)</p> <p>内陸工業団地開発事業特別会計の用途指定違反による違約金が未収になっているので、その回収に一層努めること。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>内陸工業団地開発事業特別会計については、当該企業の活動状況、資産状況を継続調査し、適切な措置を講じてまいります。</p>			
監査課所名	労働政策課	監査年月日	平成15年10月14日
<p>(指摘事項)</p> <p>溶接技術検定試験会場として鷹巣技術専門学校を使用料を免除して使用させているが、使用料の減免に該当しないので、今後は適切な処理を行うこと。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>平成15年度から使用料を徴収しており、今後とも財務規則を遵守のうえ、適切に処理してまいります。</p>			
監査課所名	企業支援センター	監査年月日	平成15年10月14日
<p>(指摘事項)</p> <p>中小企業設備導入助成資金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>設備近代化資金及び高度化資金の未収金については、直接訪問等により、督促、償還指導等を行い、継続的に実態を把握し、貸付先と十分協議しつつ、連帯保証人への請求や対象物件の処分等により、収納に一層努力してまいります。</p>			
監査課所名	秋田技術専門学校	監査年月日	平成15年5月19日
<p>(指摘事項)</p> <p>校舎の使用を許可した団体から徴収すべき使用料に調定遅れがあったので、適切に執行すること。</p>			
<p>(措置事項)</p> <p>今後は、遅滞なく適切に調定処理いたします。</p>			
<p>(指摘事項)</p> <p>校舎内に設置を許可している自動販売機等の庁舎入居団体費用に調定遅れ</p>			

があったので、適切に執行すること。

(措置事項)

今後は、遅滞なく適切に調定処理いたします。

(指摘事項)

資金前渡金の精算に遅延があったので、今後は適切に執行すること。

(措置事項)

今後は、遅滞なく事務処理をいたします。

(指摘事項)

コピー機の賃貸借契約において、予定価格調書にない仕様で契約が締結されているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)

今後は、予定価格調書と契約内容を照合し、適切に処理いたします。

(指摘事項)

雇用対策職業訓練等に係る委託契約等において、支出負担行為手続をしながらで契約を締結していたものがあったので、今後は適切に執行すること。

(措置事項)

今後は、適切な手続きで執行いたします。

監査課所名	建設管理課	監査年月日	平成15年10月9日
(指摘事項)	未登記公共用地の登記の推進を図ること。		
(措置事項)	平成14年度に取得した公共用地の未登記については、その後登記処理に努めた結果、平成15年10月末現在138件が登記済となっており、残りの18件についても平成15年度内の登記処理に努めております。		
	また、平成13年度以前の取得土地の未登記については、取得後相当の期間を経過し登記処理が困難なものがおりますが、引き続き登記処理に努めてまいります。		
監査課所名	下水道課	監査年月日	平成15年10月9日
(指摘事項)	十和田湖公共下水道使用料に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)			

納入義務者に対して催告を行い、全額収納済みであります。

監査課所名 道路環境課

監査年月日 平成15年10月9日

(指摘事項)

道路法に基づく原因者負担金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

工事請負契約解除違約金の未収金2件のうち1件及び工事請負契約前払金返還利息の未収金については、今後の徴収が不可能であると認められることから、いずれも地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行っており、今後、要件が整ったものについて不納欠損処分の手続きを進めてまいります。

道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者に訪問し面談のうえ督促しております。今後も、各債務者の資産状況の把握や債務者間の協議を促すなど引き続き収納整理に努めてまいります。状況に進展が見られない場合は、弁護士とも今後の処理について協議してまいります。

工事請負契約解除違約金の未収金1件については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月2日の債権者集会において、債権として登録され現在精算手続中ではありますが、収納は極めて困難な状況であるものの、破産管財人と連絡を取りながら引き続き収納に努めてまいります。

監査課所名	河川課	監査年月日	平成15年10月9日
(指摘事項)	河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	未収金については、納入義務者の業績不振により未納となっておりますが、再三にわたり電話督促、面談による督促を行った結果、一部が納付されております。		
	今後も、全額収納すべく一層努力してまいります。		
監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成15年10月9日
(指摘事項)			

港湾施設内の油送施設撤去に係る行政代執行の費用及び港湾整備事業特別会計の使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
港湾施設内の油送施設撤去に係る行政代執行の費用については、債務者の所有する不動産に対し、平成15年1月6日秋田地方裁判所に行政代執行法に基づき参加差押処分を行い、配当を要求しております。

港湾整備事業特別会計の使用料の未収金については、平成15年11月27日付けで秋田地方裁判所より同時廃止の決定がなされたことから、今後は、財務規則第389条の規定による不納欠損処分の手続きを進めてまいります。

港湾整備事業特別会計の雑入の未収金については、平成15年12月2日まで全額収納済みであります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成15年10月9日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に滞納があるので、その回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、滞納者に対して電話をはじめ、文書、呼出により督促を行うほか、連帯保証人にも文書により滞納状況を通知するなど、滞納家賃の累積防止及び解消に努めております。

また、再三の督促にもかかわらず、納入について誠意のない滞納者に対しては、法的措置を講ずる等しており、今後とも、未収金の収納に一層努力してまいります。

なお、退去後5年以上経過し、退去者が死亡または所在不明となっており、退去者の全ての滞納家賃の消滅時効が完成しているなど収納困難な滞納家賃を整理するため、新たに県営住宅家賃不納欠損事務処理要綱を定め、不納欠損処分の手続きを進めてまいります。

監査課所名	営繕課	監査年月日	平成15年10月9日
-------	-----	-------	------------

(指摘事項)

工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

債務者である法人に対して、平成15年7月12日付けで秋田地方裁判所より破産廃止の決定がなされ、財務規則第389条の規定により平成15年8月27日

付けで不納欠損処分をしております。

監査課所名	鹿角建設事務所	監査年月日	平成15年8月8日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

工事請負契約解除違約金の未収金については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月2日の債権者集会において、債権として登録され現在清算手続中ではありますが、収納は極めて困難な状況であるものの、破産管財人と連絡を取りながら引き続き収納に努めてまいります。

(指摘事項)

急傾斜地崩壊対策工事において、当初の契約における工事箇所とは別の箇所を変更契約により施工させているが、変更契約で処理することは適切でないので、改善すること。

(措置事項)

建設交通部において、契約変更の取扱いについて現在検討中であり、今後はこれに基づき適切な対応に努めてまいります。

監査課所名	北秋田建設事務所	監査年月日	平成15年9月9日
-------	----------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に滞納があるので回収に一層努めること。

(措置事項)

県営住宅の未収金については、全額納付済みであります。

(指摘事項)

大野台工業団地法面補修工事の発注に必要な積算資料作成業務委託を、工事発注後に事務処理しているほか、手続きも不適切であるので、今後は適切に執行すること。

(措置事項)

委託契約については、今後、財務規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

除雪ステーションを除排雪作業業務委託業者に貸付しているが、行政財産の目的外使用を許可していないので、今後は適切に執行すること。

<p>(措置事項) 行政財産の目的外使用許可については、今後、財務規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。</p>		
監査課所名	山本建設事務所	平成15年8月21日
<p>(指摘事項) 県営住宅使用料等に滞納があるので回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 県営住宅使用料の未収金については、滞納者に対して電話をはじめ、文書、呼出により督促を行うほか、連帯保証人にも文書により滞納状況を知照するなど、滞納家賃の累積防止及び解消に努めてまいります。</p> <p>また、再三の督促にもかかわらず、納入について誠意のない滞納者に対しては、法的措置を講ずる等しており、今後とも、未収金の収納に一層努力してまいります。</p> <p>なお、退去後5年以上経過し、退去者が死亡または所在不明となっており、退去者の全ての滞納家賃の消滅時効が完成しているなど収納困難な滞納家賃を整理するため、新たに県営住宅家賃不納欠損事務処理要綱を定め、不納欠損処分の手続きを進めてまいります。</p> <p>工事請負契約前払金返還利息の未収金については、今後の徴収が不可能であると認められることから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止を行っております。</p>		
監査課所名	秋田建設事務所	平成15年9月12日
<p>(指摘事項) 河川土石採取料等が未収となっているので、回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 河川土石採取料の未収金については、納入義務者の業績不振により未納となっており、再三にわたり電話督促、面談による督促を行った結果、一部が納付されており、今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。</p> <p>道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者に訪問し面談のうえ督促しております。今後、各債務者の資産状況の把握や債務者間の協議を促すなど引き続き収納整理に努めてまいります。状況に</p>		

<p>進展が見られない場合は、弁護士とも今後の処理について協議してまいります。</p> <p>工事請負契約解除違約金の未収金については、債務者である法人に対して、平成15年7月12日付けで秋田地方裁判所より破産廃止の決定がなされ、財務規則第389条の規定により平成15年8月27日付けで不納欠損処分をしております。</p>		
監査課所名	由利建設事務所	平成15年8月25日
<p>(指摘事項) 除雪委託した業者が使用した水道の料金を徴収していないので、所要の措置を講ずること。</p> <p>(措置事項) 水道料金の未徴収分については、全額収納済みであります。</p> <p>(指摘事項) 工事請負契約解除違約金に係る未収金の法的処理を速やかに進めること。</p> <p>(措置事項) 工事請負契約解除違約金の未収金については、今後の徴収が不可能であると認められることから、地方自治法施行令第171条の5の規定により、平成15年3月17日付けで徴収停止を行っており、今後、不納欠損処分の手続きを進めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 未登記公共用地の登記の推進を図ること。</p> <p>(措置事項) 平成14年度に取得した公共用地の未登記19件については、全て登記済となっております。</p> <p>また、平成13年度以前の取得土地の未登記については、取得後相当の期間を経過し登記処理が困難なものがありますが、引き続き登記処理に努めてまいります。</p>		
監査課所名	仙北建設事務所	平成15年9月4日
<p>(指摘事項) 未登記公共用地の登記の推進を図ること。</p> <p>(措置事項)</p>		

平成14年度に取得した公共用地の未登記42件については、その後登記処理に努めた結果、平成15年10月末現在37件が登記済となっております。残りの5件についても、平成15年度内の登記処理に努めております。
また、平成13年度以前の取得土地の未登記については、取得後相当の期間を経過し登記処理が困難なものがありますが、引き続き登記処理に努めてまいります。

監査課所名	平鹿建設事務所	監査年月日	平成15年 8 月19日
-------	---------	-------	--------------

(指摘事項)
電柱用地の使用許可及び使用料の徴収がなされていないので、今後は適切な処理を行うこと。
(措置事項)
電柱用地の使用については、平成14年 8 月 1 日付けで使用許可を行い、使用料については平成14年 8 月27日に納付となっております。
今後、適切な事務処理に努めてまいります。
(指摘事項)
県営住宅使用料に滞納があるので、回収に一層努めること。
(措置事項)
未収金については、滞納者に対して、電話、面談により督促を行うほか、連帯保証人にも同様に滞納の状況を連絡するなどしておりますが、引き続き収納に努めてまいります。

監査課所名	船川港湾事務所	監査年月日	平成15年 6 月16日
-------	---------	-------	--------------

(指摘事項)
発注伝票に給油量の記載のないものがあったので、今後は適切な処理を行うこと。
(措置事項)
発注伝票への給油量の記載漏れについては、記載済であります。
今後、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	秋田空港管理事務所	監査年月日	平成15年 7 月 9 日
-------	-----------	-------	---------------

(指摘事項)

秋田空港建物清掃委託を財団法人雄和町環境保全公社と単独随意契約しているが、他にも受託できる業者があり、単独随意契約は認められないので、今後は適切に執行すること。
(措置事項)
秋田空港建物清掃委託については、次年度以降の契約に当たり、競争入札により適切に処理します。

監査課所名	管財課	監査年月日	平成15年10月22日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成13年度土地貸付収入に係る未収金、1件、119,751円、平成14年度土地貸付収入に係る未収金、2件、255,204円のうち平成13年度分、119,751円については納付済みとなっております。
平成14年度分については、再三にわたる督促等により、1件、81,210円は、毎月3万円ずつの支払いにより年度内に納付される見込みです。
残りの1件、173,994円についても、毎月2万円ずつ納付されております。
今後とも引き続き督促を行う等、全額収納すべく一層努力してまいります。

(指摘事項)
未利用地を有効活用するとともに引き続き積極的に処分を行うこと。
(措置事項)

管財課で所管している未利用地は平成15年 3 月末現在、287,734㎡でありましたが、その後、川崎市の旧職員公舎跡地の売却等により、29,524㎡の処分を行う一方、旧農業試験場跡地(大館)等57,007㎡の所管換を受け、平成15年10月末現在、315,217㎡と27,483㎡増加しております。

これまでの売却方法の改善に加え、年度末からは「売買契約媒介方式」を導入するとともに、公募抽選方式のメリットを一步進め、概ね1,000㎡以下の土地については、7月 1 日から予定価格の事前公開ができるように財務規則を改正するなど、より買いやすい環境の整備に努めており、今後とも未利用地の一層の縮減に努めてまいります。

また、来年度からは、「県有資産の有効活用検討プロジェクト」の成果を基に、全庁的な遊休資産の利活用について積極的に推進してまいります。

監査結果公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成16年1月9日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫
 秋 総 2807
 平成15年12月5日

秋田県代表監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

平成15年度の定期監査の結果について（回答）

平成15年11月10日付け監委 637で通知のあったことについて、別添のとおり提出します。
 （別紙）

監査課所名	教育庁総務課	監査年月日	平成15年10月23日
（指摘事項） 有償で敷地を借りている由利高等学校教職員公舎が空き家になっているので、解体を含めた活用策を早急に講ずること。 （措置事項） 当該公舎については、現在、解体・撤去工事に着手しており、工事完了後に借用地を貸し主へ返還することによりしております。			
監査課所名	総務課施設整備室	監査年月日	平成15年10月23日
（指摘事項） 立木売却等に係る未収金の回収に一層努めること。 （措置事項） 現在、債務者の所在が不明となっており、役所で取り扱う届出書等を取り寄せるなどにより債務者の所在を早期に把握し、回収に努めてまいります。			

監査課所名	幼児・養護教育課	監査年月日	平成15年10月23日
-------	----------	-------	-------------

（指摘事項）
 ゆめ21プラススクール補助金の中に、補助対象として一部不適切なものがあるので、今後は適切に執行すること。
 （措置事項）
 ご指摘の事項につきましては、不適切であると指摘された補助金額を返納いたしております。今後は、このようなことがないように適切に処理してまいります。

監査課所名	保健体育課	監査年月日	平成15年10月23日
-------	-------	-------	-------------

（指摘事項）
 競技団体に交付された選手強化対策費補助金の中に、補助金交付要綱に定める手続きを経ずに他の経費に流用されているものがあるので、今後は適切に執行すること。
 （措置事項）
 県教育委員会では、これまでも各競技団体へ事務の執行について適正に行うよう指示してきたところであるが、今後は交付要綱を遵守させ、変更が必要な場合は速やかに申請するよう競技団体へ指導を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。
 また、今年度からより一層のチェック体制の強化を図るため、補助金交付に対する説明会、補助金執行マニュアルを作成し各競技団体の経理担当者を対象とした講習会を開催しております。
 さらに、今年度より年3回の中間検査を実施することとしており、経費の変更についてもその際に精査することといたします。

監査課所名	福利課	監査年月日	平成15年10月23日
-------	-----	-------	-------------

（指摘事項）
 恩給過年度返納金に係る未収金の回収に一層努めること。
 （措置事項）
 恩給過年度返納金に係る未収金については、履行期限分割延期承認に基づき債権の管理を行っておりますが、文書による督促及び訪問等により、回収

に一層努めてまいります。

監査課所名	鷹巣農林高等学校	監査年月日	平成15年7月31日
(指摘事項)	立木売却等に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	現在、債務者の所在が不明となっており、役所で取り扱う届出書等を取り寄せるなどにより債務者の所在を早期に把握し、回収に努めてまいります。		
監査課所名	秋田東高等学校	監査年月日	平成15年8月26日
(指摘事項)	校舎使用に係る行政財産使用料を過少に徴収しているため、今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	平成15年度分の行政財産使用料については許可の変更を行い、差額を徴収いたしました。		
今後は、財務規則の規定に基づき、適切に使用料を精算し徴収いたします。			
監査課所名	西目高等学校	監査年月日	平成15年4月23日
(指摘事項)	平成13年度に収入すべき米代金精算金等を、平成14年度に収入しているため、今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	今後は、金融機関との連絡を密にするとともに、定期的に通帳に記載するなど収入の把握に努め、適期に収入いたします。		
(指摘事項)	原材料受払簿の記載や在庫管理が不適切なため、今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	原材料受払簿については、受入れ、払出しの実態に即して適切に記載する		

とともに、原材料受払簿に記載された残数量と在庫数量が常に一致するように適切に処理いたします。

監査課所名	横手城南高等学校	監査年月日	平成15年5月22日
(指摘事項)	扶養手当の認定誤りによる誤支給があったため、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	過支給分については、平成15年5月23日に返納いたしました。今後は、認定に正確を期し、適切な事務処理に努めてまいります。		
監査課所名	盲学校	監査年月日	平成15年3月26日
(指摘事項)	就学奨励費補助金から給食費を差し引いて保護者に交付しているが、公費外経費を差し引いて保護者に交付することは適当でないため、今後は適切に執行すること。		
(措置事項)	ご指摘どおり全額を保護者に交付するようにいたしました。		
(指摘事項)	それぞれの納入業者に支払うべき給食に係る保存用食材費が、一業者に一括して支払われているため、今後は適切に執行すること。		
(措置事項)	保存用食材費を給食会計・倉食会計に振り込むようにしたため、それぞれの納入業者に支払われるようにいたしました。		
(指摘事項)	重油の単価契約において、消費税を端数処理して契約しているため所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	小数点以下2位で処理していましたが、指摘後正しく端数処理し、返納済であります。		
(指摘事項)	今後は、このようなことがないように適切に処理してまいります。		
(措置事項)	有償で借受している来客用駐車場を、本来の目的以外に使用しているため、		

管理を適切に行うこと。

(措置事項)
ご指摘後、職員には使用しないように徹底し、来客用駐車場の借受契約を平成14年度末で終了とし、平成15年度からは借受契約を締結しておりませぬ。

監査課所名	青少年交流センター	監査年月日	平成15年3月26日
-------	-----------	-------	------------

(指摘事項)
体育館の使用料を過少に徴収しているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)
ご指摘の事項につきまして、条例に定められた金額を徴収するとともに、今後はこのようなことのないように適切に処理いたします。

監査課所名	博物館	監査年月日	平成15年6月9日
-------	-----	-------	-----------

(指摘事項)
博物館分館管理業務委託契約に樹木の剪定が含まれていにもかかわらず、改めて剪定業務を委託しているので、所要の措置を講ずること。
(措置事項)
ご指摘の事項につきまして、重複している剪定業務の契約を解除し、返納済みであります。
今後はこのようなことのないように適切に処理いたします。

監査結果公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成16年1月9日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎

秋田県監査委員 小 玉 和 夫

秋本会第762号

平成15年12月5日

秋田県代表監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

平成15年度定期監査に係る指摘事項への対応について(回答)

平成15年11月10日付け監委 637で通知のあったみだしのことについて、別添のとおり回答いたします。

(別紙)

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成15年10月16日
-------	------	-------	-------------

(指摘事項)
交通事故損害賠償金に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)
交通事故損害賠償金に係る未収金については、債務者に直接面談するなどして再三督促しているものの、未だ収納できないものであります。
今後とも、全額収納すべく一層努力してまいります。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄